

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 2 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

ア 名称

平成 20 年度鳥取県庁舎における宅配便運送業務

イ 数量

数量は、各配達先地区ごとのサイズ別の見込送付数量とし、入札説明書において示すところによる。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

(4) 集荷場所及び集荷方法

入札説明書による。

(5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、各配達先地区ごとのサイズ別の送料単価（小数点以下の記載は不可）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された各配達先地区ごとのサイズ別の送料単価をもって契約金額とし、利用月における各利用所属への送料の請求に当たっては、当該送料単価に当該利用月における当該利用所属の送付数量を乗じて得た額の合計額に当該額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の運送・旅客業に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 3 月 6 日（木）正午までに 4 の（2）の場所に提出すること。

(3) 平成 20 年 2 月 26 日（火）から同年 3 月 25 日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成 20 年 2 月 26 日（火）から同年 3 月 25 日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局指導管理課

電話 0857-26-7436、7430

電子メールアドレス shidoukanri@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

平成 20 年 2 月 26 日 (火) から同年 3 月 5 日 (水) までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=78440>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成 20 年 2 月 26 日 (火) から同年 3 月 5 日 (水) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便 (親展扱いとすること。) 又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの (親展扱いとすること。) により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 20 年 3 月 25 日 (火) 午後 4 時 (郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

鳥取県庁第 33 会議室 (鳥取県庁第二庁舎 4 階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明するため、入札説明書で示す事前提出物を、4 の(1)の場所に平成 20 年 3 月 14 日 (金) 午後 5 時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札説明書に示す方法に従って計算した送料見込額 (以下「送料見込額」という。) に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出し、又は鳥取県所定の納付書により、入札日の前日までに指定金融機関等に納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則 (昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。) 第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱 (昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号) 第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれ

がないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として送料見込額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内で送料見込額の最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した調達に係る平成20年度予算が成立しなかったときは、入札を行わない。